

鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス（議論のまとめ）

目的： 鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディスについて、リスク評価を行うことができるか、また、できるとした場合、どのような情報をもとにどのようなリスク評価が見込めるかについて検討する。

検討会メンバー：（敬称略）

（座長） 中村 政幸	北里大学獣医畜産学部獣医学科教授
荒川 宜親	国立感染症研究所細菌第二部長
春日 文子	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第三室長
小崎 俊司	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授
田村 豊	酪農学園大学獣医学部教授

（参考人）

泉谷 秀昌	国立感染症研究所細菌第一部第二室長
佐藤 優	（株）秋田鶏病中央研究所
高田 雄詳	（株）ウチナミ

検討経緯： 2006年11月1日、12月19日及び2007年1月18日の3回の会議を行い、検討結果を取りまとめた。

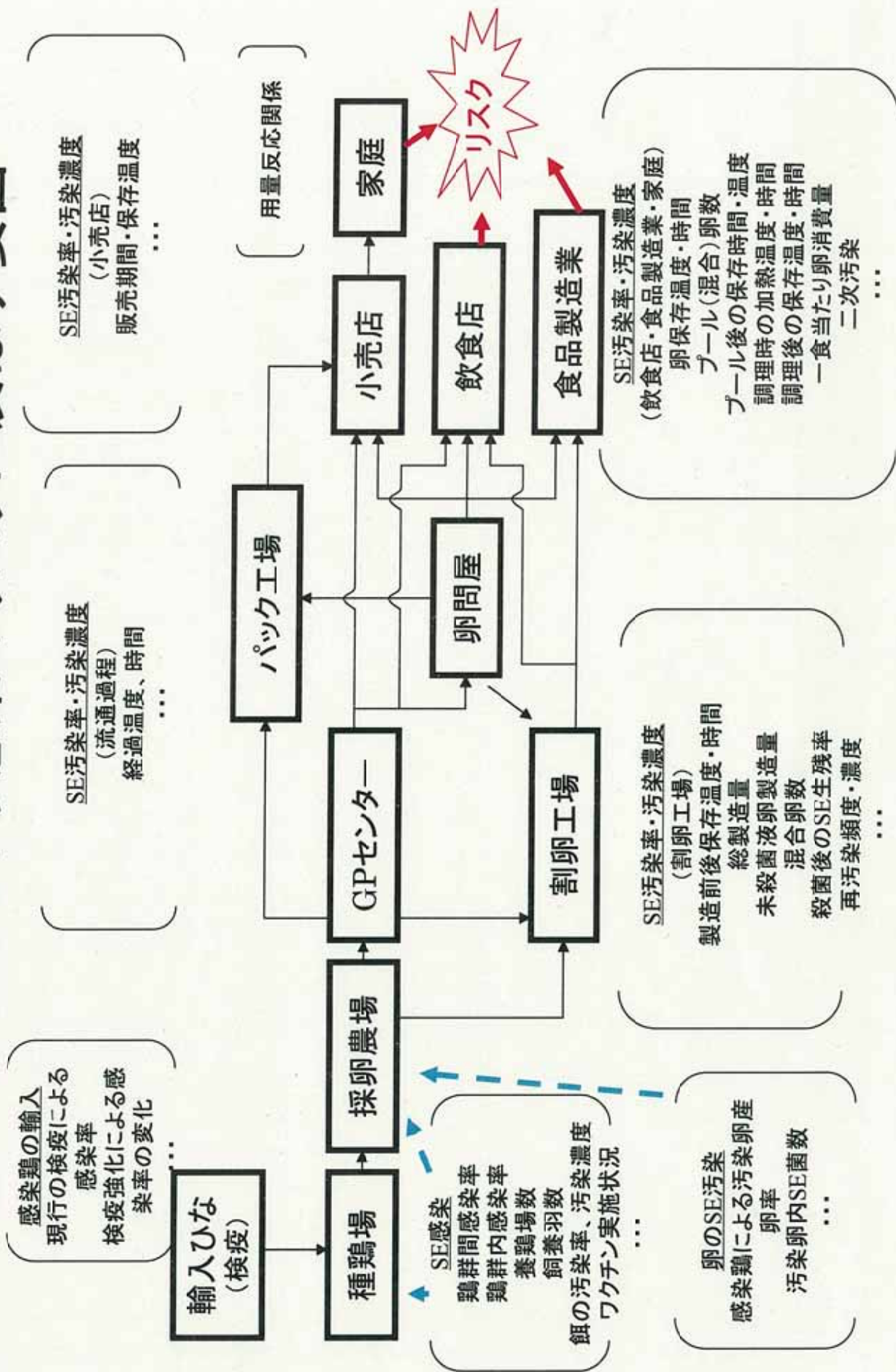
検討結果：

- 鶏卵の消費までの各段階におけるヒトへのサルモネラ感染のリスクに及ぼす要因（別紙1参照）
- 情報の不足するリスク要因（別紙2参照）
- 現状のデータを踏まえ、現時点でのリスク評価の実行可能性
- 結論
 - ① 現時点では、鶏卵の消費までの各段階におけるリスクに及ぼす要因に関する情報が不足しており、リスク評価は困難であり、引き続き情報収集に努めることが重要であると考ええる。
 - ② 特に、鶏卵の汚染率の増加の大きな要因であり、かつ、管理措置が可能と考えられる農場段階での対策が重要である。今後、必要な調査を実施した上で、輸入時の検疫体制の見直しに係る科学的・統計学的な検証の実施、及び種鶏の衛生管理の徹底等による採卵鶏のサルモネラ感染率の低減効果の推定について検討することが適切であると考ええる。

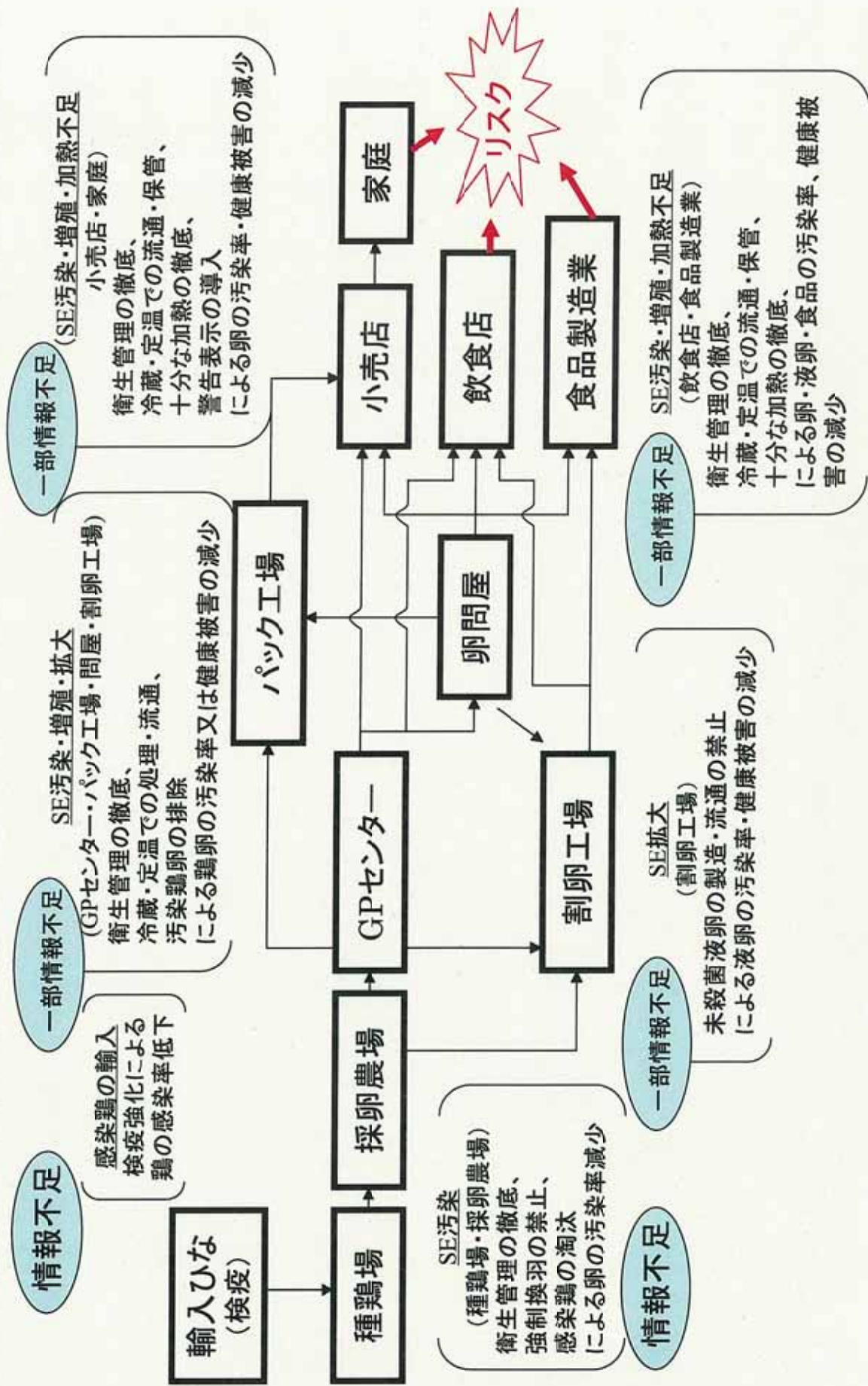
参考資料

- ・ 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）
- ・ 食品健康影響評価のためのリスクプロファイル：鶏卵中のサルモネラ・エンテリティデイス（食品安全委員会：2006）
- ・ 英国と米国で実施されている業界主導の任意対策
英国：ライオン品質管理実施規定
米国：鶏卵品質保証プログラム
- ・ Risk assessments of *Salmonella* in eggs and broiler chickens (FAO/WHO:2002)
- ・ Risk Assessments for *Salmonella* Enteritidis in Shell Eggs and *Salmonella* spp. In Egg Products(USDA/FSIS:2005)
- ・ 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン（農林水産省）
- ・ 鶏卵のサルモネラ総合対策指針（農林水産省）
- ・ 平成17年 動物検疫年報
- ・ 輸出入動物の検査の流れ（動物検疫所）
- ・ 鶏卵の流通について（中村専門委員提出資料）
- ・ もっとおいしく、もっと安心。たまごと食生活。（社団法人 日本養鶏協会）
- ・ 鶏鳴新聞（第1660号）
- ・ 初生ひなの輸入及び輸出検疫要領について（平成18年11月2日 18動検873号）
- ・ 輸入初生ひな等の検疫強化疾病検査要領について（平成18年11月2日 18動検第875号）
- ・ Guidance document on the implementation of certain provisions of Regulation(EC)No852/2004 on the hygiene of foodstuffs
- ・ Guidance document on the implementation of certain provisions of Regulation(EC)No853/2004 on the hygiene of foodstuffs
- ・ GUIDANCE DOCUMENT Key questions related to import requirements and the new rules on food hygiene and official food control
- ・ Corrigendum to Regulation (EC) No 852/2004 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the hygiene of foodstuffs
- ・ Corrigendum to Regulation (EC) No 853/2004 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 laying down specific hygiene rules for food of animal origin
- ・ FDA Food Code
- ・ December 5, 2000: Federal Register Final Rule
- ・ Australia New Zealand Food Standards Code

鶏卵の消費までの各段階における ヒトへのサルモネラ感染のリスクに及ぼす要因



情報の不足するリスク要因



今後の検討に必要と考えられる関連情報

※○印は農水所管、●印は厚労所管、◎印は両省所管。

卵—サルモネラ・エンテリティディス(SE):

○輸入原種鶏。種鶏ヒナの検疫

- ・ ヒナの輸入実態（輸出国（企業）毎の輸入量の推移）
- ・ 輸入検疫の現状（日本及び主要国）
- ・ 輸入ヒナの SE 汚染率
- ・ 輸入検疫を強化した前後での、SE 汚染率の推移、食中毒減少の推移〔検疫強化の効果
を明らかにする〕（ヒナが産卵するまでに半年かかるので、年単位の調査）

○導入原種鶏・種鶏ヒナ

- ・ 供給企業の数、管理の実態
- ・ 導入原種鶏・種鶏ヒナの流通実態（仕入先は特定・不特定か、導入頻度、数量、all
out 方式か否か等）
- ・ 導入原種鶏・種鶏ヒナの SE 汚染率
- ・ 種鶏場における、導入ヒナに対する管理の実態（管理マニュアルや留意しているこ
とがあれば、その内容および SE 汚染率）

○飼料

- ・ 飼料の流通実態（飼料の種類（形態）、仕入先は特定・不特定か、頻度、数量等）
- ・ 飼料の SE 汚染の実態（飼料原料・混配合飼料別の汚染率、血清型等）
- ・ 陽性飼料の措置（転用方法等）

○汚染鶏のレンダーリングの実態

- ・ レンダリング施設数、処理羽数、処理方法（加熱条件）、製品（用途）等

○農場での衛生管理の実態

- ・ 農場毎の SE 汚染実態（飼養羽数、生産量、季節変動を含む）
- ・ 飼料、糞、環境の汚染と農場毎の鶏卵の SE 汚染との相関に関する調査結果等
- ・ 飼料、糞、環境からの汚染防止のための具体的な取り組みの内容と、取り組み前後
での、鶏卵の SE 汚染率の推移〔低減効果を明らかにすることで飼料、糞、環境（ネ
ズミ）の管理の重要性を示す〕

●現行規制の検証

- ・ 流通鶏卵の期限表示を含めた現行規制（原料卵の選別、温度管理、液卵の基準等）
の実効性に関する情報
- ・ 未殺菌液卵の流通実態〔未殺菌液卵の流通禁止の検討〕

◎流通実態

- ・ 流通量、流通経路（流通距離）、輸送手段（温度管理を含む）、管理の実態（記録の
保持）

●GPセンター

- ・ 施設数、処理量
- ・ 処理の実態（処理フロー、温度管理等）
- ・ 汚染実態（工程毎の汚染実態、衛生管理の徹底前後での汚染率の変化）

●卵問屋

- ・ 問屋数、処理量、保管温度および日数
- ・ 箱卵卵からパック卵への詰め替え、多岐に渡る配送経路などの実態調査

●冷蔵流通

- ・ 冷蔵流通の実態、及びその効果に関する文献情報等〔低温流通の効果からその必要性を検討する〕

●飲食店・消費者に対する衛生指導

- ・ 流通鶏卵の汚染実態（季節変動を含む）
- ・ 飲食店での取扱いの実態（保管時の温度管理、時間、調理温度、消費までの時間等）、衛生的取扱の徹底のための取組内容（パンフレット、マニュアル等）、及びその効果に関する情報（文献情報や自治体報告等（加熱温度時間と菌生残のデータ）〔衛生管理の徹底による効果からその必要性を検討する〕
- ・ 食中毒事例の原因、二次汚染の実態、諸外国の規制状況等〔衛生管理の徹底の重要性を明らかにする〕
- ・ 消費量（年間、1日当たり）、喫食パターンの実態

●消費者への警告表示

- ・ 消費者への警告表示（サルモネラに汚染している場合があります。十分に加熱して食べる限りにおいては、大丈夫ですが、生で食べる場合には、リスクがあります。など）によるリスク低減効果に関する情報（諸外国の規制情報等）

●食中毒由来卵の遡り調査

- ・ 食中毒の原因となった卵、液卵の由来調査（どのような農場、流通経路を辿ったのか調査し、その様な経路に対して重点的対策を実施）

◎その他

- ・ 検査法